

医療機関のみなさまへ（麻疹診療についてのお願い）

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

近年の麻疹発生状況

麻疹は 2008 年から 5 類全数把握疾患となりました。2009 年以降の報告数は 2008 年と比べ大幅に減少しており、医療機関で診療を行う機会も減少しています。（P.2 図 1）

また、患者の年齢層も 20 歳以上の症例が多くみられます。（P.2 図 2）

診断にあたっては

1. 発熱と発疹のある患者では麻疹も疑ってください

国内での発生も少なくなりましたが、輸入感染例のみならずそこからの国内感染例もしばしばみられる状況です。また、麻疹は非常に感染力が高い病気ですので、診断が遅れますとそこから感染が広がる恐れがあります。できるだけ、早く診断していただけますよう「発熱」と「発疹」のある患者に対しては麻疹も疑ってご診療ください。また、患者の渡航歴もご確認ください。

2. 診断の進め方・保健所との連携について

麻疹を疑ったら保健所へまずご一報ください。

- ① 麻疹ワクチン接種歴の確認をしてください。できるだけ母子手帳等の記録による確認をお願いします。（接種歴ありの場合でも修飾麻疹の可能性もあるため慎重に診療をすすめてください）
- ② 麻疹検査（麻疹特異的 IgM 抗体検査（EIA 法）及び咽頭拭い液、血液（EDTA 入り）、尿の 3 点セット）については、『医療機関での麻疹対応ガイドライン』の「2016 年改訂：最近の知見に基づく麻疹の検査診断の考え方」を参照ください。保健所から検体を地方衛生研究所へ搬送した結果は、搬送翌日頃に判明いたしますので、保健所からご報告いたします。
- ③ 患者さんへの指導として、麻疹かどうか判明するまで自宅療養を指示してください。また、合わせて保健所から連絡がある旨をお話ください。
- ④ 麻疹が確定した場合、保健所と連携しながら、患者との接触状況把握・健康観察など感染拡大防止対策を行ってください。

3. 他の医療機関へ紹介する場合

事前に麻疹疑いがある患者である旨をお伝えください。

4. 普段から

医療機関で働く職員の麻疹ワクチン接種歴を母子手帳などの記録により確認していただき、1 歳以上で 2 回の麻疹含有ワクチン接種歴の記録を本人と医療機関の双方で保管する。また、罹患歴のある職員は、麻疹抗体価を測定し、罹患歴を検査により確認しましょう。なお、記録によって確認できない方、罹患歴を問わず抗体を保有していない方（記憶違いの可能性もある）には、麻疹含有ワクチンの接種をお願いします。

麻疹の疑いのある患者は速やかに別室へ誘導・隔離できるよう準備していただくなど、その他の対策については、「医療機関での麻疹対応ガイドライン」をご参照ください。

図1)2008年～2018年の大阪府内麻疹患者数の推移

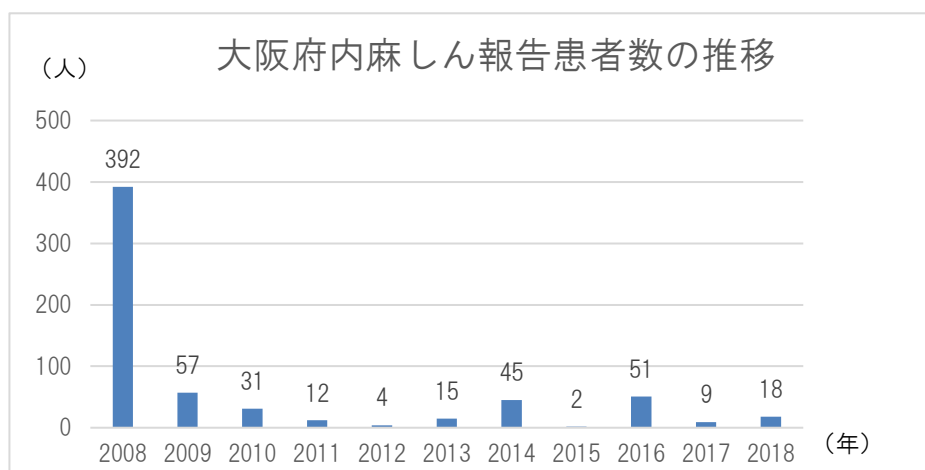
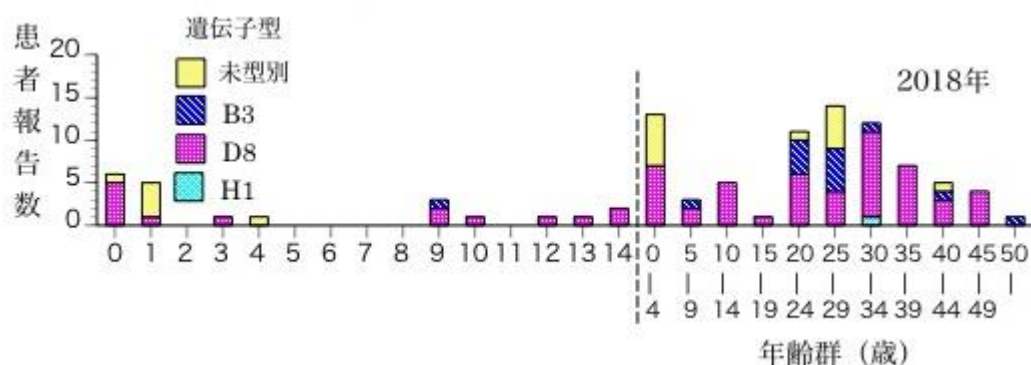


図2)麻疹ウイルス分離・検出例の年齢分布 2018年 (全国)

病原微生物検出情報:2018年8月9日現在報告数



参考

- 国立感染症研究所:2016年改訂:最近の知見に基づく麻疹の検査診断の考え方
<http://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/pdf01/arugorizumu2016.pdf>
- 国立感染症研究所:麻疹のサイト
<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ma/measles.html>
- 国立感染症研究所:医療機関での麻疹対応ガイドライン(第七版)
https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf
- 大阪府:麻疹(はしか)について
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/hasika.html>
- 大阪府感染症情報センター:麻疹情報
<http://www.iph.pref.osaka.jp/kansen/zbs/zmsn.html>